

平成 6 年 1 1 月 3 日改訂
平成 1 0 年 4 月 2 5 日改訂
平成 1 7 年 4 月 2 3 日改訂
平成 2 1 年 1 1 月 2 8 日改訂
平成 2 7 年 3 月 1 5 日改訂
令和 6 年 4 月 2 7 日改訂

静岡県アンサンブルコンテスト〈大学部門、職場・一般部門〉実施規定

(総則)

- 第 1 条 本大会（静岡県アンサンブルコンテスト大学部門、職場・一般部門）には、当連盟の正会員およびアンサンブル会員団体について参加資格を有する。
- 第 2 条 実施会場は、その年ごとに当連盟理事会でこれを定める。
- 第 3 条 理事会は毎年 1 1 月末までに、当年度のコンテストについて実施場所等必要事項を決定する。

(参加規定)

- 第 4 条 参加人員ほか参加規定は次の通りとする。
1. 参加人員は 3 名以上 8 名以内とする。
 2. 編成は、木管楽器、金管楽器、打楽器、コントラバスとする。ただし、コントラバスのみの編成およびピアノの使用は認めない。
 3. 同一パートを 2 名以上の奏者で演奏することはこれを認めない。
 4. 演奏は自由曲 1 曲 5 分以内とし、組曲も 1 曲とみなす。

(参加資格)

- 第 5 条 各部門の参加資格は次の通りとする。
1. 大学部門
構成メンバーは、同一の大学（大学院、短期大学、工業高等専門学校を含む）に在籍している学生とする。
 2. 職場・一般部門
構成メンバーは次の第 6 条に該当しない限り自由とする。ただし、静岡県中学校吹奏楽連盟及び静岡県高等学校吹奏楽連盟に加盟する団体の生徒は、所属団体がアンサンブルコンテストに出場するしないに関わらず参加を認めない。また、職業演奏家の参加はこれを認めない。
 3. 各部門とも当該年度の 1 0 月 3 1 日現在当連盟に加盟している団体とするが、当該年度の総会当日までに登録ならびに会費の納入がなされていない場合、上位大会への推薦はしない。

第 6 条 同一奏者が 2 つ以上のチームに重複して出場することはこれを認めない。

第 7 条 参加チームの資格に疑義があるときは、そのチームの出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第 8 条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第 9 条 出演順序は理事会にてこれを決定する。決定方法は理事にこれを一任する。

第 10 条 審査員は理事会でこれを選出し、理事長が委嘱する。審査員の数は、3 名もしくは 5 名を原則とする。また、審査方法は理事会の定める本大会審査内規による。

(代表団体数)

第 11 条 東海アンサンブルコンテストに県代表として出場するチーム数は、東海吹奏楽連盟にて決定された数による。

(その他)

第 12 条 この規定は理事会の議により改訂することができる。

附則 この規定は、令和 6 年 4 月 27 日より施行する。